

消防消第 242 号
平成 30 年 9 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長

消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部改正等について（通知）

消防職員委員会（以下「委員会」という。）については、平成 8 年に制度を施行、平成 17 年に意見取りまとめ者制度の創設等の制度改正を行い、委員会制度の円滑な運用と定着が図られているところです。

平成 30 年 3 月 26 日付け「平成 28 年度中の消防職員委員会の運営状況調査（追加）に係る調査結果について」及びこの度取りまとめた「平成 29 年度消防職員委員会運営状況調査の結果」（別添 1）を踏まえ、委員会制度の運営をより一層円滑にするため、消防職員委員会の組織及び運営の基準の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 17 号。以下「改正告示」という。）が、別添 2 のとおり、本日告示されましたので通知します。

さらに、本制度の円滑な運用のため特に徹底を図る必要があると考えられる留意事項についても併せて通知します。

貴職におかれましては、下記の改正内容及び留意事項について御了知いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 改正内容

1 委員長の任期に関する事項

- (1) 委員長の任期は、1 年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。（改正後の第 2 条第 2 項関係）

- (2) 委員長は、これを再任することができるものとする。 (改正後の第2条第3項関係)

これらは、従前の制度が、委員長の任期が定められていない一方、委員の任期が1年とされていたことから、委員長が委員よりも著しく長く在任する場合に、委員長の委員会における影響力が過度に大きくなるおそれがあることを懸念した趣旨によるものであること。

また、消防組織法第17条第3項の規定により、委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充てることとされていることから、再任を可能としたこと。

2 意見の提出に関する事項

消防職員が、意見取りまとめ者を経由して意見を提出する場合に、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において、意見提出者の希望に応じて、その氏名を記名、匿名のいずれにするか選択できる欄を追加するものとする。 (改正後の第6条第1項別記様式関係)

これは、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において、意見提出者の希望に応じて、記名か匿名かを選択できるようにすることで、職員から意見を提出しやすい環境づくりを行い、もって委員会の活性化を図る趣旨によるものであること。

3 委員会の会議及び議事等に関する事項

- (1) 委員長が会議を招集する場合において、当該会議に係る消防職員の見解の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。 (改正後の第7条第2項関係)

これは、消防職員による意見提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知することにより、職員から意見を提出しやすい環境づくりを行い、もって委員会の活性化を図る趣旨によるものであること。

- (2) 会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いを通知するに当たり、当該意見を審議対象としない場合には、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、その理由を通知するものとする。 (改正後の第7条第3項関係)

これは、消防職員及び意見取りまとめ者から提出された意見が審議対象外とされた場合に、事前に、その理由を示すことにより、委員会の透明性の確保を図るとともに、本制度の趣旨に照らし、消防組織法

第 17 条第 1 項各号に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審議対象外とし、できるだけ広く審議事項とすることが望ましいという趣旨によるものであること。

4 運営上の留意事項に関する事項

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならないものとする。こと。(改正後の第 8 条の 3 関係)

これは、委員長及び委員を指名する消防長と、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長に対し、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めるよう求めることにより、委員会の活性化を図る趣旨によるものであること。

5 その他事項

(1) 改正告示の施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日とすること。(改正告示附則第 1 項関係)

(2) 改正告示の施行の際、現に委員長である者の任期は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 4 月 1 日から起算して 1 年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とすること。

なお、この期間が満了した場合においても、委員長は再任することができるものとする。こと。(改正告示附則第 2 項及び改正後の第 2 条第 3 項関係)

第 2 留意事項

以下の事項については、本制度の円滑な運用のため特に徹底すべき事項として、これまでの通知において留意事項として示してきたものも含めて再度通知する。

1 委員の指名に関する事項

委員の半数は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき消防長が指名することとされていること。(第 4 条第 1 項関係)

職員による委員の推薦は、当該組織区分に所属する職員の話合いにより行うものであること。

職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦している例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

2 委員の任期に関する事項

委員の任期は1年とし、再任することができるが、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りではないこと。(第5条第1項及び第2項関係)

ただし、小規模な消防本部等で人員が限られており、その職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のため当該職員が引き続き2期を超えて在任することが特に必要であると消防長が認める場合には在任できるが、この場合において職員からの推薦に基づく指名委員については、対象とならないものであること。(第5条第3項関係)

3 委員会の開催に関する事項

(1) 委員会の開催時期については、次年度の予算編成を勘案し、毎年度前半に1回開催することを常例とすること。それ以外は、必要に応じて開催すること。(第7条第1項関係)

(2) 意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、委員会の庶務を担当する部課からの各種報告事項等を議題として開催すること。

4 意見の提出に関する事項

(1) 意見提出のための期間は、消防本部の規模等にもよるが、一つの目安として、少なくとも30日間程度確保することが適当と考えられること。

(2) 意見については、法律で定める項目に該当するものであれば幅広く提出できるものであり、職員が意見を出しやすい環境づくりに努めること。例えば、以下に掲げる事項について提出することができるものであり、その旨職員に再周知すること。

① 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること

(例)

- 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇
- 昇任及び懲戒等の基準
- 労働に関する安全、衛生及び災害補償
- 職場環境、レクリエーション 等

② 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

(例)

- 制服、制帽、活動服、防火衣、保安帽、靴等
- 空気呼吸器、携帯無線機 等

③ 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

(例)

- 消防庁舎、訓練施設、防火水槽、消火栓等
- 消防車両、消防用資機材 等

(3) 提出意見は制度の趣旨に照らし、できるだけ広く審議事項とすることが望ましく、法律に定める審議事項とならないことが明らかなものに限り審議対象外とすること。また、判断に迷う場合は、意見取りまとめ者等に意見の趣旨を確認するなど、意見提出者の意向を十分に汲み取るように注意すること。

なお、ハラスメントの相談や個人の人事についての不満などの個別具体の事案については、委員会の審議対象外であるが、ハラスメント等への一般的な対応策については審議対象であるので、委員会において意見が提出された場合には、積極的に審議すること。

(4) 提出意見が審議事項に該当するかどうかは、消防長ではなく、委員会の会務を総理し、会議を主宰する委員長が判断すること。通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えないこと。

(5) 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者の「双方」に対し、「会議を開く日までに」当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。）を通知すること。（改正後の第7条第3項関係）

なお、意見提出者への通知に当たっては、意見取りまとめ者を経由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にする場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知し、意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られることのないよう配慮すること。

(6) 一度提出して審議された意見について、次年度以降に同内容のものを提出することも差し支えないこと。例えば、委員会審議において、「実施が適当」とされたが、消防長等によって未だ実施されない事項について、次年度以降再度意見を提出し、委員会において消防長の処置結果を踏まえた審議を再度行うことも意義のあることと考えるべきであること。

(7) 委員会審議に当たっては、意見提出者の氏名は明らかにしないこととする取扱いが適当であるとしていること、意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の希望で匿名を選択できるようにしたことから、意見提出者と直接のやりとりをする意見取りまとめ者及び委員会の庶務を担当する部課の職員にあ

っては、意見提出者の氏名及びその特定につながる情報を何人にも漏らさぬようにすること。

5 職員への通知及び周知に関する事項

委員会の公正性及び透明性をより向上させる趣旨から、委員会として、

- 意見提出者及び意見取りまとめ者の双方に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、
- 消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知すること。（第8条の2関係）

なお、意見提出者への通知に当たっては、意見取りまとめ者を經由して意見を提出し、かつ意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への提出において意見提出者の氏名を匿名にする場合には、意見取りまとめ者のみに対して通知し、意見提出者には意見取りまとめ者からその内容を伝達するなど、意見提出者の氏名が何人にも知られることのないよう配慮すること。

また、審議概要については、審議の内容をできる限りの透明性をもって周知する観点から、審議結果だけではなく、審議した意見の内容や当該意見に関して委員から出された主な意見を併せて記載するものとする。

周知の方法については、各消防本部の実情に応じて、掲示、回覧、書面の配布等、適宜の方法によって差し支えないこと。

6 意見取りまとめ者に関する事項

意見取りまとめ者については、委員会をより効果的かつ円滑に運営するという趣旨から創設されたことに鑑み、更なる活用を図られたいこと。

この趣旨から、職員から提出された意見は、原則として意見取りまとめ者を經由して委員会へ提出されることが望ましいものであること。

意見取りまとめ者は、消防職員の推薦に基づき消防長が指名することとされていること。（第5条の2第1項関係）

職員からの推薦が無い場合に、やむを得ず管理職が推薦する例も見受けられるが、職員の意見を尊重する観点から、まずは職員からの推薦が原則であること。

また、意見取りまとめ者は、委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関する意見を述べるものとされているが、この意見とは、意見の募集方法に関する意見、意見を提出しやすい環境づくりについての意見、委員会の開催時期や開催に係る周知についての意見、審議概要の周知方法についての意見などであること。

7 消防長の処置等に関する事項

- (1) 消防長は、委員会の意見の趣旨を尊重して処置するよう努めるものであること。

- (2) 消防長は、全職員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置の結果の要旨を周知すること。
- (3) 周知に当たっては、処置した場合のみならず、処置しなかった場合についても、その理由や進行状況も付して行うのが望ましいこと。

以上

平成29年度消防職員委員会運営状況調査の結果

(平成30年3月31日現在)

平成30年3月31日現在 調査対象消防本部数	732本部
------------------------	-------

(※ 以下の集計は、平成30年3月31日時点の調査対象消防本部(732本部)による)

1 開催状況

区 分	消 防 本 部 数	構 成 比
開 催	732	100.0%
未 開 催	0	0.0%

2 開催時期

区 分	消 防 本 部 数	構成比(開催本部数732に対する)
年度前半	683	93.3%
年度後半	49	6.7%

3 委員の構成

区 分	職 員 数	構成比(全委員数7,135に対する)
管理職員の数	633	8.9%
非管理職員の数	6,502	91.1%

4 意見取りまとめ者の構成

区 分	職 員 数	構成比(全意見取りまとめ者数3,195に対する)
管理職員の数	364	11.4%
非管理職員の数	2,831	88.6%

5 職員への通知及び周知

区 分	消 防 本 部 数	構成比(開催本部数732に対する)
①、②及び③をすべて実施	681	93.0%

備考

- ①(委員会)意見提出者及び意見取りまとめ者に対し、審議結果及びその理由を通知している。
- ②(委員会)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知している。
- ③(消防長)消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見及び消防長の処置結果を周知している。

6 意見取りまとめ者を經由

区 分	意 見 数	構成比(審議数4,999に対する)
意見取りまとめ者を經由して提出された意見のうち、委員会で審議された意見	4,130	82.6%

7 審議状況と処置結果

(1) 委員会の審議結果

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件・厚生福利	1,875	644	619	99	471	42
	37.5%	12.9%	12.4%	2.0%	9.4%	0.8%
被服・装備品	1,619	570	459	47	508	35
	32.4%	11.4%	9.2%	0.9%	10.2%	0.7%
機械器具・その他 の施設等	1,505	449	351	51	443	211
	30.1%	9.0%	7.0%	1.0%	8.9%	4.2%
計	4,999	1,663	1,429	197	1,422	288
	100%	33.3%	28.6%	3.9%	28.4%	5.8%

(2) 審議結果に対する消防長の処置結果

委員会の 審議結果	消防長の 処置結果					計
	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸課題 を検討	実施は 困難	対応を 未決定	
実施が適当	783	473	282	123	2	1,663
	15.7%	9.5%	5.6%	2.5%	0.0%	33.3%
諸課題を検討	71	196	941	218	3	1,429
	1.4%	3.9%	18.8%	4.4%	0.1%	28.6%
実施は困難	2	4	27	160	4	197
	0.0%	0.1%	0.5%	3.2%	0.1%	3.9%
現行どおり	17	12	64	1,324	5	1,422
	0.3%	0.2%	1.3%	26.5%	0.1%	28.4%
その他	246	14	9	10	9	288
	4.9%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	5.8%
計	1,119	699	1,323	1,835	23	4,999
	22.4%	14.0%	26.5%	36.7%	0.5%	100%

8 平成28年度に審議された意見の実現状況

(平成30年3月31日現在)

(1) 審議総件数に対する実施状況

審議総件数	既に実施された件数	割合
4,901	1,493	30.5%

(2) 実施に至った件数の内訳

区分	1ア	1イ	1ウ	1エ	2	3	合計
件数	76	40	176	132	487	582	1493
割合	5.1%	2.7%	11.8%	8.8%	32.6%	39.0%	100.0%

区分は、以下のとおり、消防組織法17条第1項各号に対応するもの

1 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること

ア 給与関係

イ 勤務時間関係

ウ ア、イ以外の勤務条件関係

エ 厚生福利に関すること

2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

(3) 委員会で「実施が適当」に区分されたものに対する実施状況

「実施が適当」とされた意見数	既に実施された件数	割合
1,677	917	54.7%

9 平成28年度中に実施した主な意見

(1) 勤務条件等に関すること

- ・ 執務室にサーキュレーターを設置
- ・ トイレの洋式化
- ・ 予防接種事業の拡充
- ・ ハラスメント等対策の実施
- ・ 消防業務に必要な資格取得への助成
- ・ 喫煙場所の変更

等

(2) 被服及び装備品に関すること

- ・ 防火衣の更新及び冷却バックの導入
- ・ 夏用作業帽の導入
- ・ 雨衣を防水透湿性のある素材に変更
- ・ 防寒対策用装備品の充実

等

(3) 消防の用に供する設備、機械器具等に関すること

- ・ 消防隊へのタブレット端末の導入
- ・ パソコンの増設・更新
- ・ 緊急車両へのドライブレコーダー設置
- ・ 女性用施設の整備

等

10 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
8年度	926 本部	792 本部	85.5%
9年度	923 本部	711 本部	77.0%
10年度	917 本部	700 本部	76.3%
11年度	911 本部	654 本部	71.8%
12年度	906 本部	665 本部	73.4%
13年度	902 本部	644 本部	71.4%
14年度	900 本部	733 本部	81.4%
15年度	886 本部	886 本部	100.0%
16年度	863 本部	860 本部	99.7%
17年度	814 本部	812 本部	99.8%
18年度	811 本部	808 本部	99.6%
19年度	807 本部	802 本部	99.4%
20年度	806 本部	804 本部	99.8%
21年度	803 本部	801 本部	99.8%
22年度	802 本部	796 本部	99.3%
23年度	798 本部	791 本部	99.1%
24年度	784 本部	780 本部	99.5%
25年度	767 本部	764 本部	99.6%
26年度	751 本部	750 本部	99.9%
27年度	749 本部	749 本部	100.0%
28年度	733 本部	733 本部	100.0%
29年度	732 本部	732 本部	100.0%

11 各年度の審議件数及び審議結果

区分	審議件数	審議結果の区分				
		実施が 適当	諸課題 を検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
8年度	8,765	3,560 40.6%	2,931 33.4%	684 7.8%	1,590 18.1%	
9年度	5,856	2,354 40.2%	1,839 31.4%	495 8.5%	1,168 19.9%	
10年度	5,447	2,196 40.3%	1,765 32.4%	329 6.0%	1,157 21.2%	
11年度	5,026	1,995 39.7%	1,472 29.3%	256 5.1%	1,114 22.2%	189 3.8%
12年度	5,031	2,014 40.0%	1,438 28.6%	269 5.3%	1,125 22.4%	185 3.7%
13年度	4,912	2,052 41.8%	1,384 28.2%	251 5.1%	1,047 21.3%	178 3.6%
14年度	4,867	2,043 42.0%	1,315 27.0%	248 5.1%	1,026 21.1%	235 4.8%
15年度	5,590	2,495 44.6%	1,412 25.3%	241 4.3%	1,177 21.1%	265 4.7%
16年度	4,919	1,978 40.2%	1,315 26.7%	229 4.7%	1,143 23.2%	254 5.2%
17年度	5,354	2,236 41.8%	1,347 25.2%	245 4.6%	1,244 23.2%	282 5.3%
18年度	5,036	2,171 43.1%	1,398 27.8%	171 3.4%	1,063 21.1%	233 4.6%
19年度	5,312	2,177 41.0%	1,505 28.3%	227 4.3%	1,151 21.7%	252 4.7%
20年度	5,008	1,888 37.7%	1,397 27.9%	217 4.3%	1,210 24.2%	296 5.9%
21年度	5,149	2,067 40.1%	1,374 26.7%	217 4.2%	1,238 24.0%	253 4.9%
22年度	4,971	1,836 36.9%	1,371 27.6%	229 4.6%	1,209 24.3%	326 6.6%
23年度	5,253	2,050 39.0%	1,422 27.1%	169 3.2%	1,319 25.1%	293 5.6%
24年度	5,067	1,913 37.8%	1,320 26.1%	184 3.6%	1,303 25.7%	347 6.8%
25年度	5,026	1,805 35.9%	1,382 27.5%	195 3.9%	1,215 24.2%	429 8.5%
26年度	5,081	1,760 34.6%	1,403 27.6%	226 4.4%	1,390 27.4%	302 5.9%
27年度	5,025	1,766 35.1%	1,346 26.8%	154 3.1%	1,449 28.8%	310 6.2%
28年度	4,901	1,677 34.2%	1,430 29.2%	177 3.6%	1,315 26.8%	302 6.2%
29年度	4,999	1,663 33.3%	1,429 28.6%	197 3.9%	1,422 28.4%	288 5.8%
累 計	116,595	45,696 39.2%	32,995 28.3%	5,610 4.8%	27,075 23.2%	5,219 4.5%

* 審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定

別添2

○消防庁告示第十七号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第十七条第四項の規定に基づき、消防職員委員会の組織及び運営の基準（平成八年消防庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月六日

消防庁長官 黒田武一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(委員長)

(委員長)

第二条 [略]

第二条 [同上]

2 委員長の任期は、一年とするものとする。ただし、委員長に欠員を生じたとき新たに指名された委員長の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

3 委員長は、これを再任することができるものとする。

[新設]

(委員会の会議及び議事等)

(委員会の会議及び議事等)

第七条 [略]

第七条 [同上]

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、当該会議に係る前条第一項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。

3 前項の場合において、委員に対し、会議を開く日の二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い(審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。)をそれぞれ通知するものとする。

2 委員会の会議は、委員長が招集するものとする。この場合において、委員に対し、会議を開く日の二週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

4 [略]

3 [同上]

5 [略]

4 [同上]

6 [略]

5 [同上]

(運営上の留意事項)

第八条の三

[新設]

消防長及び委員長は、委員会が、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。

別記様式

意見書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※ ² 整理番号
提出者職氏名	※ ¹ 意見取りまとめ案件	年 月 日	
※ ¹ 意見取りまとめ者氏名	※ ² 受	付	年 月 日

(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から委員会の席務を担当する部課への提出において希望する提出者職氏名の取扱い

記名 ・ 匿名

消防職員委員会の組織及び運営の基準第六条の規定により、意見を提出します。

件名	
区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現状	
意見の内容	

※¹欄は意見取りまとめ者が記入し、※²欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

別記様式

意見書

提出者所属名	意見提出日	年 月 日	※ ² 整理番号
提出者職氏名	※ ¹ 意見取りまとめ案件	年 月 日	
※ ¹ 意見取りまとめ者氏名	※ ² 受	付	年 月 日

消防職員委員会の組織及び運営の基準第六条の規定により、意見を提出します。

件名	
区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現状	
意見の内容	

※¹欄は意見取りまとめ者が記入し、※²欄は空欄とすること。
必要な資料があれば添付すること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に委員長である者の任期は、この告示による改正後の第二条第二項の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して一年を超えない範囲において消防長の定める日までの期間とする。